

木津川市人権教育・啓発推進計画 (第3次)

概要版



木津川市マスコットキャラクター
いづみ姫



木津川市

1 はじめに

国際連合では、1948年(昭和23年)第3回総会において、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とする「世界人権宣言」が採択され、その後、「世界人権宣言」を具体化していくために、数多くの国際規範が採択され、人権が尊重される社会の実現に向けて積極的な活動が展開されてきました。

我が国においては、今日まで日本国憲法や教育基本法の精神に基づき、民主的で文化的な国家の建設及び世界平和と人類の福祉の実現に向けて、人権意識の高揚を図る取組みが推進されてきました。

京都府においては、「京都府人権教育・啓発推進計画(第2次:改定版)」が策定され、人権教育・啓発推進に係る基本方針として、府内市町村と連携を図りながら様々な施策が推進されてきました。また、2025年(令和7年)に、「京都府人権尊重の共生社会づくり条例」が制定されました。

木津川市においても、「木津川市人権教育・啓発推進計画(第2次)」や、「第2次木津川市総合計画後期計画」において掲げている「一人ひとりが認め合い、力を発揮できるまちづくり」に基づき、今日まで人権尊重の理念の定着と人権感覚の豊かな社会を実現するため、同和問題の解決や人権教育・啓発の推進などに取り組んでおり、市民一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりを推進する条例の制定を進めています。

これからも、社会環境の急速な変化や価値観の多様化などに伴い、人権問題はさらに多様化、複雑化していくものと考えられます。このような状況のもと、これまでの取組みの成果を生かし、国際的な人権尊重の流れや方向性を基準として、今後も、国や京都府の取組みと連携しながら、基本的人権の尊重と人権意識の高揚を図り、人権尊重の理念の普及と様々な人権問題の解決に向けた取組みを推進していきます。



2 計画の基本的な考え方

1. 計画改定の趣旨

少子高齢化や高度情報化、国際化・グローバル化の進展、経済格差の拡大など、社会情勢や国際情勢は刻々と変化し、これまで以上に、人権問題は多様化、複雑化しており、課題が生起し続ける厳しい状況にあります。

このような状況のなか、人権教育・啓発に関する市民の意識を把握して、今回の計画に反映する基礎資料とするため、2025年度(令和7年度)に市民意識調査を実施して、これまでの取り組みの成果や課題を踏まえ、引き続き、人権教育・啓発に関する施策を総合的・計画的に進めるため、その基本指針として、「木津川市人権教育・啓発推進計画(第2次)」を改定するものです。

2. 計画の目標及び性格

本計画は、第2次計画に基づくこれまでの取り組みを継承・発展させ、「あらゆる人々が、あらゆる機会に人権教育・啓発に参加することにより、人権という普遍的文化を木津川市において構築すること」を目標とし、「人権教育・啓発推進法」に規定する地方公共団体の責務として、木津川市が今後実施する人権教育・啓発の推進に関する基本方針を明らかにし、施策の方向性を示すものです。

この計画の計画期間は、2026年度(令和8年度)から2035年度(令和17年度)までとします。

3. 人権教育・啓発推進の視点

本計画における人権教育・啓発は、次の点に留意して推進します。

- ① 一人ひとりを大切にし、その可能性を伸ばす人権教育・啓発
- ② 共生社会の実現に向けた人権教育・啓発
- ③ 生涯学習としての人権教育・啓発
- ④ 自分のこととして考える人権教育・啓発
- ⑤ 多様化、複雑化する人権問題に対応する相談体制の整備



3 人権問題の現状等と取組みの方向

1. 課題横断的な人権問題に対する取組み（社会情勢の変化等への対応）

(1) インターネット社会における人権の尊重

インターネットの仕組みと危険性について周知し、注意喚起などを行うとともに、人権を侵害する悪質な情報発信に対しては、京都府と連携しプラットフォーム事業者に対し削除要請を行います。

(2) 感染症発生時における人権の尊重

感染症に対する正確な情報や誰でも感染する可能性があるという認識を持ち、偏見や差別をなくす啓発の取組みを推進します。

(3) 個人情報の保護

個人のプライバシー等を守ることの重要性や情報の収集・発信における責任やモラルについての正しい理解と認識を広げるための教育・啓発を推進し、戸籍謄本や住民票の写しなどが、不正に取得されることを防止するために、事前登録型本人通知制度の周知及び登録拡大に向けた取組みを推進します。

(4) 安心して働ける職場環境の推進

職場でのハラスメント(セクハラ、パワハラ、マタハラ、カスハラ等)を防止するために、企業で働く一人ひとりが自ら防止する意識を持ち、組織として意識改革に取り組むことが必要なことから、京都府などと連携して企業・事業所に対する広報・啓発を推進します。

(5) 自殺対策の推進

自殺対策に係る相談支援体制の充実とネットワーク機能の強化を進め、見守りながら必要な支援機関につなげるゲートキーパーなど人材の育成とともに資質の向上を図ります。

(6) 災害時の配慮

災害時における要配慮者を安全に避難させ、避難生活を適切に支援できるよう、情報を正しく理解し、人権に配慮した行動ができるよう人権教育・啓発を推進します。

2. 個別の人権問題に対する取組み

（「すべての人が権利の享有主体である」との認識を深めるために）

(1) 部落差別(同和問題)

部落差別(同和問題)に対する正しい理解と認識を深めることによって、差別意識や偏見を解消できるよう、学校、家庭、地域社会等における人権教育・啓発の充実を図ります。また、人権センターを地域社会における地域福祉の向上等の拠点とし、活用して課題解決に向けた取組みを推進します。

(2) 女性

男女が互いに人権を尊重し、性別に関係なく個性と能力を発揮できる環境整備や参画に向けた啓発、働くことを希望する男女が、仕事と家庭・社会活動等との両立が図られるようワーク・ライフ・バランスの考え方の浸透及び意識醸成を推進します。

(3) こども

貧困化、児童虐待、児童買春・児童ポルノやいじめなど、こどもの人権を取り巻く状況は深刻化



しており、こどもが安心・安全に暮らせる環境づくりの取り組みや、学校、家庭や地域社会の連携により、発達段階に即した適切な対応がとれるよう総合的な取り組みの充実を図り、こどもの権利について認識を深めるよう人権啓発を推進します。

(4) 高齢者

高齢者に対する身体的及び精神的な虐待等により、人権が著しく侵害される深刻な問題が生じていることから、地域支援事業の取り組みを通じて、家族介護者の支援を図り、意欲や経験・能力を持った高齢者の社会参加の促進など、総合的な高齢者対策の推進に努めます。

(5) 障がいのある人

障がいのある人の「完全参加と平等」を実現するため、障がい及び障がいのある人に対する正しい知識の普及・啓発を進め、誤解や偏見から生じる人権侵害の防止し、地域で適切なサービスなどの支援体制の充実にも努め、生活環境の整備、雇用・就業機会の確保などの取り組みを推進します。

(6) 外国人

言葉や生活習慣の違いや相互理解が不十分であることから、日常生活を送る上で様々な問題が生じており、多文化共生のために、人権についての正しい理解と認識の浸透を図り、偏見や差別意識につながるヘイトスピーチに対する市民の理解を深めるなど、共生社会実現に向けた取り組みを推進します。

(7) ハンセン病・エイズ(AIDS、後天性免疫不全症候群)・HIV感染症・難病患者等

病気に対する正しい知識の普及や偏見・差別が一刻も早く解消するため啓発活動を推進します。

(8) 犯罪被害者等

事件等による直接的な被害だけでなく、事件等に遭遇したことによる精神的苦痛などの被害も受けている犯罪被害者等のこころのケア等について、各種支援や啓発活動に取り組みます。

(9) ホームレス

ホームレスを取り巻く課題を解決するためには、人権に配慮し地域社会の中で自立した日常生活が可能となるよう、生活困窮者自立支援制度などにより、自立支援を推進します。

(10) 性的マイノリティの人々

性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする偏見や差別意識をなくし、多様な性に対する正しい理解と認識を深めるため、学校、家庭、地域社会等における人権教育・啓発活動を推進します。

(11) 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人が周囲の理解と協力を得て、社会復帰ができるよう支援することが必要であり、一人ひとりが偏見や差別を持たない人権感覚を養えるよう啓発の推進に努めます。

3. 様々な人権問題

北朝鮮当局による拉致問題、アイヌの人々、非嫡出子、識字問題などの人権問題解決に向けて、取り組みを推進します。

4 人権教育・啓発の推進

1. あらゆる場・機会を通じた人権教育・啓発の推進

(1) 保育所・幼稚園・認定こども園

人間形成の基礎を培う大切な場として、すべての職員が人権問題についての知識・理解を深めるなど、人権問題や人権教育に関する研修を通して資質の向上を図ります。

(2) 学校

①児童生徒の個々の実態等を的確に把握し、希望進路の実現に向けて、学校の組織的な対応の充実を図ります。

②自己を尊重し他者を尊重する心を育むことや、共生社会の実現などを視点とし、一人ひとりを大切にされた教育が推進されるよう、学習内容や指導方法の一層の改善に努めます。

③効果的な教育実践や学習教材等を収集し、それを各学校に広めていくよう努めます。

④社会性や豊かな人間性を育むため、多様な体験活動の機会の充実に努めます。

⑤こどもたちが安心して楽しく学ぶことのできる人権感覚を育む学習環境の創造に努めます。

⑥各種手引き・ハンドブック等を活用し、人権に関わる教職員研修の日常的・系統的な推進に努めます。

(3) 地域社会

公民館及び人権センター等を拠点とし、人権に関する多様な学習機会を提供し、参加型学習のプログラムを取り入れる学習内容や視聴覚ライブラリーの充実に努めます。

(4) 家庭

家庭教育の充実を図るため、親子がともに人権意識が高まり、様々な場を通じて学んだ成果が育まれるような家庭教育に関する学習機会の充実や情報の提供に努めます。

(5) 企業・職場

人権尊重の意識が高い職場づくりの形成と雇用・労働条件や労働安全衛生等の就労環境の整備、個人情報適正な管理など、企業の社会的責任を果たす取組みが自主的に推進されるよう、人権教育に係る情報提供などの支援に努めます。

2. 人権に特に関係する職業従事者に対する研修等の推進

(1) 市職員

各種の研修教材の整備及び情報提供を行い、職員研修や自己啓発に積極的な活用を図ります。

(2) 教職員・社会教育関係者

教職員が基本的人権や同和問題(部落差別)をはじめとする様々な人権課題について正しい理解と認識を深めるとともに、自他の人権を尊重する態度 及び実践力の育成に向けた取組みを進めていきます。

社会教育関係者に対しては、地域社会における人権教育に関する認識の深化を図るとともに、専門性を備えた指導者としての養成と資質向上を図るための研修の充実に努めます。

(3) 医療関係者

医療従事者やその他の医療関係者に対して、患者が安全で適切な医療を受けることができる

よう、人権意識の一層の向上を図るための人権教育が推進されるよう支援します。

(4) 保健福祉関係者

常にプライバシーの保護をはじめ、人権に対する深い理解と認識の上に、人権に配慮した対応が求められており、人権研修の充実に努めます。

(5) 消防職員

人権に関する正しい知識を習得し、様々な研修機会の積極的な活用や日常的な研修など人権研修が実施されるよう支援します。

(6) メディア関係者

報道や取材活動・情報発信等に当たっては、常に人権に配慮した報道等が行われるよう促します。

3. 市民を対象とした人権啓発の推進

市民の人権意識の高揚が図れるよう、木津川市人権啓発協議会と木津川市との連携を一層強め、人権に関するイベントや各種事業等の充実に図ります。

4. 効果的な手法による人権教育・啓発の推進

(1) 指導者の養成

(2) 人権教育・啓発資料等の整備

(3) つながり支え合うための効果的な仕組みづくり

5 相談体制の整備

安心して相談できるよう各種相談窓口や公的支援制度などの周知を行うとともに、迅速かつ的確な対応から 救済につながるよう各相談機関等と連携・協力体制づくりを推進します。

6 計画の推進

1 推進体制等

木津川市人権教育・啓発推進本部により、総合的に本計画を推進します。

木津川市の諸施策の推進にあたっては、常に人権尊重の視点に配慮することとします。

2 京都府、近隣市町村、関係団体等との連携

京都府、近隣市町村、関係団体等と連携・協力し、様々な啓発活動を展開しています。

行政とNPO等が、特性や役割に応じて協働していけるよう連携を推進します。



木津川市人権教育・啓発推進計画(第3次) 概要版

2026年(令和8年)4月
木津川市市民環境部人権推進課

〒619-0286
京都府木津川市木津南垣外110-9
TEL. 0774-72-0501 (代表)
0774-75-1217 (課直通)
FAX. 0774-72-3900

ホームページ <http://www.city.kizugawa.lg.jp/>